

事務連絡  
平成13年 8月15日

各 国 立 学 校  
各大学共同利用機関  
大学評価・学位授与機構  
国立学校財務センター 御中  
文部科学省各施設等機関  
日本学士院  
水戸原子力事務所

文部科学省大臣官房人事課福利厚生室

放射線に被ばくするおそれのある業務に係る採用時又は配置前に  
行う健康診断における眼の検査について（送付）

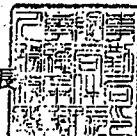
標記のことについて、人事院から別紙のとおり通知がありましたので送付します。

担当 大臣官房人事課福利厚生室福祉第二係  
大川、泉  
電話：03-5253-4111（内線 2143）  
03-3581-2072（直通）

勤職-197  
平成13年8月1日

各府省安全管理担当課長 殿

人事院勤務条件局職員課長



放射線に被ばくするおそれのある業務に係る採用時又は配置前に  
行う健康診断における眼の検査について（通知）

標記健康診断における眼の検査に関しては、人事院規則10-5（職員の放射線障害の防止）第26条第2項の規定により省略することができることになっていますが、中性子線等の視覚障害を引き起こすに足りる水晶体の混濁に関するしきい値の低い線源を取り扱うこととなる下記に掲げる業務に従事する職員に対しては、当該検査を省略することは適当でないものとして取り扱われるよう貴管下各機関にご周知ください。

#### 記

- 1 中性子線を発生させる次の放射性物質を取り扱う業務（中性子線にさらされるおそれのないことが明らかな区域での業務を除く。）
  - (1)  $^{262}\text{Cf}$
  - (2)  $^{226}\text{Ra-B}$  及び  $^{241}\text{Am-B}$
- 2 核燃料物質（U、Pu及びTh）を取り扱う業務（核分裂を伴うおそれがないことが明らかな業務及び中性子線にさらされるおそれのないことが明らかな区域での業務を除く。）
- 3 次のような加速器を取り扱う業務（中性子線にさらされるおそれのないことが明らかな区域での業務を除く。）

- (1) 最大出力が 6 MeV を超える直線加速器
  - (2) サイクロトロン、シンクロトロン及びシンクロサイクロトロン
  - (3) 陽子線、重陽子線その他の重荷電粒子線を発生させる加速器
  - (4) その他中性子線が発生するおそれのある加速器
- 4 原子炉（臨界実験装置を含む）施設における原子炉の運転及び原子炉周辺設備の保守点検の業務（中性子線にさらされるおそれのないことが明らかな区域での業務を除く。）
- 5 核融合実験装置を取り扱う業務（核融合を伴うおそれがないことが明らかな業務及び中性子線にさらされるおそれのないことが明らかな区域での業務を除く。）
- 6 エックス線装置又はガンマ線照射装置を使用する業務であって、露出した利用線錐に近づかざるを得ないような場合、長時間の透視又は撮影の作業を行う場合において照射中に受像器の後ろに待避せざるを得ない場合等、装置の仕様又は作業方法からみて当該業務に従事する職員が眼に大量のエックス線又はガンマ線を受けるおそれのある業務

以 上